

28水管第1906号
平成29年1月17日

太平洋南部・瀬戸内海ブロック
水産主務部長 殿

水産庁 資源管理部長

太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る太平洋南部・瀬戸内海ブロックへの
の操業自粛要請の発出について

日頃から、太平洋クロマグロの資源管理に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

今般、各都府県からの漁獲モニタリング報告を集計した結果、「太平洋クロマグロに係る第2管理期間の資源管理の実施について(平成28年1月4日付け27水管第1915号。)」及び「くろまぐろ型数量管理に関する基本計画(試行、平成28年7月1日公表)」に該当する状況となりましたので、下記のとおり通知します。

つきましては、貴殿より、貴管下漁業関係者及び漁業関係団体等に対する速やかな周知徹底並びに流通加工業者、消費者、遊漁船業者等関係者への理解と協力を求めて頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、本報については、他ブロックの各道府県に対しても情報提供し、貴ブロックの海域で所属する漁船が操業する際には十分配慮するよう依頼するとともに、本日付でプレスリリースし、流通加工業者、消費者、遊漁関係者にも広く情報発信します。

引き続き、太平洋クロマグロの資源管理に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

記

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1. 対象ブロック | 太平洋南部・瀬戸内海ブロック |
| 2. 漁獲状況 | 漁獲上限の9割5分を超過 |
| 3. 通知日 | 平成29年1月17日 |
| 1. 通知内容 | 太平洋クロマグロの30キログラム未満の小型魚に係る操業自粛要請の発出 |

(参考)

【各ブロックの漁獲状況 (平成29年1月16日現在)】

- | | | |
|-----------------|-----------------------|---------|
| ・太平洋北部ブロック | 35.0トン (上限: 41.7トン) | *警報 |
| ・日本海北部ブロック | 138.2トン (上限: 295.7トン) | |
| ・太平洋南部・瀬戸内海ブロック | 271.5トン (上限: 243.8トン) | *操業自粛要請 |
| ・日本海西部ブロック | 78.0トン (上限: 77.7トン) | *操業自粛要請 |
| ・九州西部ブロック | 544.6トン (上限: 743.7トン) | *注意報 |
| ・定置網の共同管理ブロック | 282.0トン (上限: 482.1トン) | |

※ この漁獲状況は現時点でのとりまとめであり、引き続き最新情報に更新されていく点を御留意ください。